

## 鹿沼市監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査を、鹿沼市監査基準に準拠して執行したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和4年3月23日

鹿沼市監査委員 高田悦夫

鹿沼市監査委員 舘野裕昭

### 1 監査の期日

#### (1) 市民部

令和4年1月31日から2月4日（5日間）

#### (2) こども未来部

令和4年2月10日から2月17日（5日間）

### 2 監査の対象

#### (1) 市民部

全コミュニティセンター

#### (2) こども未来部

全保育園、板荷児童館、あおば園

### 3 監査の範囲

令和3年度における各出先施設の事務文書の処理状況、備品等の保管・整備状況、サービス規程に関する文書の処理状況

### 4 監査の主な実施内容

監査にあたっては、対象出先施設における「4 監査の範囲」に関する文書の提出を求めその文書を検討し、適正かつ効率的な事務処理がなされているかどうか主眼をおいて実施した。

## 5 監査の着眼点

関係文書は適切に処理及び整備されているか

## 6 監査の結果

上記方法により監査した結果、全般的に適正であると認められた。なお、事務上の軽微な事項については、監査の際に指導をしたので記述は省略する。

## 7 指摘事項及び意見

### (1) 指摘事項

指摘すべき事項はなかった。

### (2) 意見

サービス規程に関する文書のうち、「時間外命令簿」及び「週休日の振替簿兼及び代休日の指定簿」については他のサービス規程に関する文書に比べ誤りが発生しやすい傾向にある。関係マニュアル等について再度確認を行い、所属職員における制度に対する理解を深めるべきである。

なお、サービス規程の所管課である人事課に対しては、関係マニュアル等を全職員に再度周知するよう既に要望したところである。